

厚生労働大臣 田村 恵久  
第一 第八号口(1)(3)及び第十五号口(1)(3)中「二年  
以上」の下に「放射線治療（四門以上の照射、運動  
照射、原体照射又は強度変調放射線治療（IM  
RT）による体外照射に限る。）による療養につい  
て一年以上の経験を有する者については、一年以  
上」を加える。  
第二 第二十二号口(1)(2)中「神經内科専門医」の  
下に「精神科専門医（社団法人日本精神神經學  
会（昭和二十一年七月十日）に社団法人日本精神神  
經學會といふ名称で設立された法人をいう。）が認  
定したものをいつ。」を加える。  
第二第五十一号口(1)(3)中「有する」を「有し、  
かつ、当該療養を主として実施する医師若しくは  
補助を行う医師として七例以上の症例を実施して  
おり、そのうち当該療養を主として実施する医師  
として二例以上の症例を実施していること又は当  
該療養について一年以上の経験を有し、かつ、当  
該療養を主として実施する医師若しくは補助を行  
う医師として十例以上の症例を実施しており、そ  
れ農林水産省告示第四百一十三号  
野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三  
平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十一  
定産地を指定した件）の一部を次のように改正し  
する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する

生産者扣示(第三回)の一部を次のものに改定する。  
四回「畜産物等の規格基準(留認三十四回)」の一部を次のものに改定する。  
卅五回「特定牛」以下「特定牛」という。又は「特定牛」の「牛」を「牛」に改定する。  
品安全基本法(平成11年法律第48号)第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養されて、月齢が30ヶ月以下の牛(出生の年月日から起算して30ヶ月を経過したまでのものをいう。)を除く。以下「特定牛」という。「せき柱」や「脊柱」、「胸椎横突起」、「腰椎横突起」、「仙骨翼及び尾椎」を除く。」  
根神経節を含み、「頸椎横突起」、「胸椎横突起」、「腰椎横突起」、「胸椎棘突起」、「腰椎棘突起」、「仙骨翼」、「正中仙骨棘」及び「尾椎」を除く。」  
第二の山の添用物一般の山の「牛」を「せき柱」を「脊柱」に改める。  
第三の山の「せき柱」を「脊柱」に改める。

たので、回法第四条第五項及び  
林水産大臣 林 拠出  
「回アに後段じつて次のもの  
いて、株式会社農林漁業成長  
法（平成24年法律第63号）第  
以下「機構等」と総称する。）  
ては、機構等は、株式会社農  
林水産省告示第2556号）3の  
保に努めることとなる。この  
織する団体」は、当該農林漁  
する議決権の数を除いた残余  
該農林漁業者等の意思決定に  
と」の次に（実施期間終了時  
了後からおおむね5年以内の  
測が適当なものであることを  
る。

○厚生労働省告示第十三号  
厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養  
(平成十八年厚生労働省告示第495号) 第  
一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定め  
る先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省  
告示第219号)の一部を次のように改正する。  
平成二十五年一月一日

○厚生労働省告示第十四号  
　　食品衛生法 昭和二十一年法律第一百三十三号  
　　第十一條第一項及び第十八條第一項の規定に基づて  
　　「例以上の症例を実施している」に改め、同号(一)  
　　④を次のように改める。  
　　④ 削除

○農林水産省告示第四百二十四号  
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第四条第三項及び第四十条第一項の規定に基づき、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(平成二十二年農林水産省告示第十一号)に基づき、大網白里町を削除する。

同表徳島海  
表五山武の項中「並びに」を「、大網白里市及び」に改め、大網白里町及びを削り、  
南の項中「牟岐町及び」を削る。  
表七山武の項中「山武市」の下に「、大網白里市」を加える。  
表十一山武の項中「山武市」の下に「、大網白里市」を加える。  
表十三玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」を加える。  
表十四玉名の項中「熊本県」の下に「荒尾市」を加える。  
表二十一和田の項を次のように改める。

<p>平成二十五年二月一日</p> <p>特許庁長官 深野 弘行</p> <p>第一号中「十八万八千七百円」を「二十万六千七百円」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。</p>
<p>平成二十五年二月一日</p> <p>特許庁長官 深野 弘行</p> <p>第一号を次のように改める。</p> <p>一 本邦通貨の金額</p> <p>1 千三百三十イス・フラン</p> <p>十二万一千四百円</p>

十和田おいらせ	青森県十和田市並びに上北郡七戸町のうち旧七戸町の区域及び東北町のうち 旧上北町の区域
表二十大館の項を次のよう改める。	

2	この告示による改正後の規定は、この告示の		
5	施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。	十五スイス・フラン 二百イス・フラン 百イス・フラン 三百イス・フラン 二万七千四百円	一千四百円 一万八千三百円 九千円
4			
3			
2			